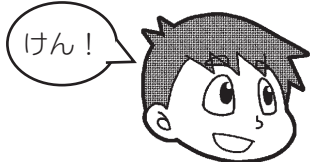


学ぼう権利！ 使おう権利！③

～特別休暇って？～



けん! 特別休暇って、どんな休暇なの？

年次有給休暇は使う目的が行使する人の自由だよ。それとは違って、教職員の社会生活上の必要・目的に応じて認められるのが特別休暇で、これも有給だよ。

りこ! 社会生活上の必要・目的って、例えばどんな時？

- 例えば、次のような時。
- ・選挙権、その他公民としての権利を行使する場合。
 - ・ボランティアへ参加する場合。
 - ・台風・大雨などの襲来で通勤手段が遮断されるおそれがある場合。
 - ・慶弔の場合。
 - ・出産の場合。(産前産後)
 - ・生後1年未満の子の養育のため。(育児休暇)
 - ・介護のため。(介護休暇)

うし！ もう少しくわしく知りたいな。どれくらいの日数・時間が取れるのか知りたいときにはどうしたらいいの？

特別休暇1つ1つの内容や期間については、「岩教組手帳 (P27～30)」で確かめられるし、妊娠・出産・育児・介護についてだったら、女性部が7月に発行した「権利のしおり」を見ろといよ。もうじき、新しい権利ポスターも出されるそうだよ。

りこ! そういえば、この頃できた特別休暇もあるそうだけど、本当？

2010年に短期介護休暇が新しくできたの。それに、「もっと使いやすくしてほしい」という現場の声をもとに要求して、前からあった特別休暇の期間や適応範囲も拡大してきているんだって。今年度から夏季休暇4日から5日になったのもその1つ。

うし! 行使しないと、使いにくさや「もっとこうだといいのに…」と感じることはできないから、必要な時にしっかり行使するウッシ！でも、どんな時、どの特別休暇が使えるかわからないと行使もできない。だから、学んで知っていることが大事だウッシ！！

採用試験学習帳「なかま」へのご協力を！

毎年、岩教組では採用試験学習帳「なかま」を作成しています。

「なかま」に1次試験の実技内容や、2次試験の面接内容がたくさん掲載できているのは、採用試験を受けた県内で働く教職員の皆さんからの協力の結果です。

1人でも多い採用をめざして、今年度も実技の内容や、面接の内容などについての情報を集めています。みなさんで情報を共有し合い、よりよい学習帳にしていきたいと考えています。ご協力をお願いします。

内 容：1次試験の実技の内容、2次試験の面接内容

方 法：「なかま」のうしろについている用紙に記入して

岩教組臨採部 (FAX019 - 653 - 5434) に送ってください。

*様式は決まっていません。パソコンなどで作っていただいても構いません。

問い合わせ：岩教組臨採部担当 舘洞 康範 電話019-623-3340 メール tatehora@itu-iwate.or.jp

岩教組は県内で働く臨時採用教職員の皆さんを応援しています！

